

2024年度 全国役職員コンプライアンス研修会
ガバナンスコードに係る全軟連の対応

2024年6月6日

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

スポーツ団体ガバナンスコードについて

■ スポーツ団体ガバナンスコードとは？

令和元年6月、スポーツ庁が「スポーツ団体が適切な組織運営を行ううえでの原則・規範」として、策定・公表したもので、組織統治体制を確立し、透明性、公平性、信頼性等を保つための枠組み。

■ ガバナンスコードが必要な理由とは？

「スポーツの価値を守り、価値を高めていくために、スポーツ団体が適正なガバナンスを確保することが必要不可欠であるため。」

* スポーツ界ではいまだ不正行為や不祥事など、スポーツの信頼が大きく損なわれる事案が発生している

■ 中央競技団体（NF）にガバナンスコードが求められる理由とは？

中央競技団体は、当該スポーツに関する唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響を有し、また、各種公的支援を受けており、社会に対し適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体であるため。

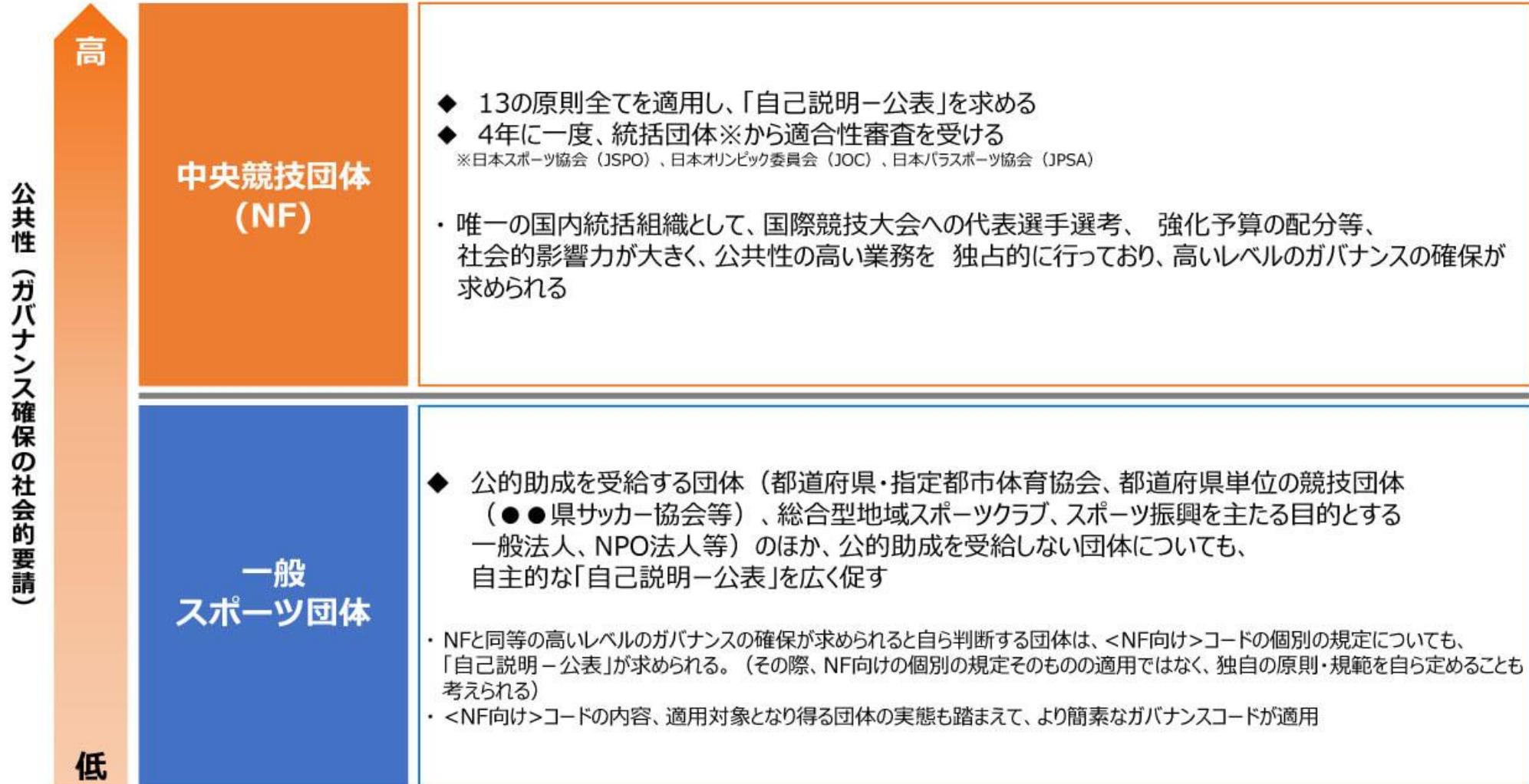
■ 都道府県支部（一般スポーツ団体）におけるガバナンスコードの取り扱いとは？

ガバナンスコードが対象とするスポーツ団体とは、「スポーツ振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」となるが、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容において多種多様である。NFに該当しないスポーツ団体に対しては、令和元年8月、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」が策定された。

都道府県支部においてもガバナンスコードの各原則・規定に照らして自らのガバナンスの現況の確認を行うとともにその遵守状況について、自己説明及び公表を行うことが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコードについて

- 令和元年6月、スポーツ庁が、**スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範**として、スポーツ団体ガバナンスコードを策定・公表。
- 大きな社会的影響力を有し公共性の高い「**中央競技団体向け**」と、それ以外の「**一般スポーツ団体向け**」の二層構造とした。



スポーツ団体ガバナンスコードの概要

〈中央競技団体向け〉

令和元年6月10日策定
令和5年9月29日改定

- 原則1 基本計画の策定・公表
- 原則2 役員等の体制整備
 - ✓外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）の設定とその達成のための具体的方策
 - ✓理事の在任期間の制限（原則10年以内）
- 原則3 必要な規程の整備
- 原則4 **コンプライアンス委員会の設置**
- 原則5 **コンプライアンス教育の実施**
- 原則6 法務・会計等の体制の構築
- 原則7 適切な情報開示の実施
- 原則8 利益相反の適切な管理
- 原則9 通報制度の構築
- 原則10 懲罰制度の構築
- 原則11 紛争の迅速かつ適正な解決
- 原則12 危機管理・不祥事対応体制の構築
- 原則13 地方組織等への指導・助言・支援

〈一般スポーツ団体向け〉

令和元年8月27日策定

- 原則1 適切な団体運営・事業運営
- 原則2 基本方針の策定・公表
- 原則3 **コンプライアンス意識の徹底**
- 原則4 公正かつ適切な会計処理
- 原則5 適切な情報開示の実施
- 原則6 中央競技団体向けガバナンスコードの個別規定の自主的な適用

【備考】

○中央競技団体

- ✓令和2年度から年1回のガバナンスコードに基づく自己説明及び公表を行う。
- ✓4年に一度、統括団体※から適合性審査を受ける。
※日本スポーツ協会（JSPO）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラスポーツ協会（JPSA）

○一般スポーツ団体（中央競技団体以外のスポーツ団体）

- ✓令和2年秋以降、JSCウェブサイトを活用し、セルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を自主的に行う。
- ✓令和3年度事業から、スポーツ振興助成事業等に係る申請に当たって、JSCウェブサイトを活用した自己説明及び公表が必要。
- ✓令和4年度から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証に当たって、JSCウェブサイトを活用した自己説明及び公表が必要。

スポーツ団体ガバナンスコードについて

全13原則・43審査項目

原則および審査項目

組織運営に関する基本計画を作成し公表すべきである

1

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

2

- (4) 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
- (5) 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
- (6) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
- (7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること
- (8) 理事の就任時の年齢に制限を設けること
- (9) 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること
- (10) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

スポーツ団体ガバナンスコードについて

全13原則・43審査項目

原則および審査項目

組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

- | | | |
|---|------|--|
| 3 | (11) | NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること |
| | (12) | 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか |
| | (13) | 法人の業務に関する規程を整備しているか |
| | (14) | 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか |
| | (15) | 法人の財産に関する規程を整備しているか |
| | (16) | 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか |
| | (17) | 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること |
| | (18) | 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること |
| | (19) | 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること |

コンプライアンス委員会を設置すべきである。

- | | | |
|---|------|---|
| 4 | (20) | コンプライアンス委員会を設置し運営すること |
| | (21) | コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること |

スポーツ団体ガバナンスコードについて

全13原則・43審査項目

原則および審査項目

5	コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	
	(22)	NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
	(23)	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
	(24)	審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること
6	法務、会計等の体制を構築すべきである	
	(25)	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
	(26)	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
	(27)	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
7	適切な情報開示を行うべきである。	
	(28)	財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
	(29)	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
	(30)	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

スポーツ団体ガバナンスコードについて

全13原則・43審査項目

原則および審査項目

8	利益相反を適切に管理すべきである	
	(31)	役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
	(32)	利益相反ポリシーを作成すること
9	通報制度を構築すべきである	
	(33)	通報制度を設けること
	(34)	通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること
10	懲罰制度を構築すべきである	
	(35)	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること
	(36)	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること
11	選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	
	(37)	NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること
	(38)	スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

スポーツ団体ガバナンスコードについて

全13原則・43審査項目

原則および審査項目

	危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。
1 2	(39) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
	(40) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施
	(41) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施
	地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。
1 3	(42) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと
	(43) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

全軟連のコンプライアンス整備の現状と本研修会の目的等について

1. コンプライアンス整備の現状について

全軟連では、NFとして、ガバナンスコード遵守に向けて、13原則・43審査項目に対し、各種委員会、理事会、評議員会の場を通じ、役員、加盟団体の理解を得ながら進行している。しかしながら、登録会員のコンプライアンス教育面においては、十分な対応ができていない現状がある。すでに設置・運用を行っている通報窓口には、指導者の暴力・暴言、役員・審判員の各種ハラスメント等、多岐に渡る通報が増加している現状がある。*別途説明

2. 研修会開催の目的

➤ コンプライアンスの実践は、登録会員等の信頼を得て、安定的な組織運営を行う上で組織統治の基盤となるものである。本研修会では、コンプライアンス遵守に係る現状の課題、事例などを含み軟式野球界における中心的役割を担う役職員のコンプライアンス意識向上を図るものとする。

3. コンプライアンス実践の手段

➤ スポーツ団体ガバナンスコードの遵守のため

原則5 (1) NF役職員向けコンプライアンス教育を実施すること

➤ **全軟連新世紀戦略事業推進方策2020 (5カ年アクション)**

組織基盤の強化：インテグリティの確保：スポーツ団体として求められる役割と責任を認識した意識改革

中長期計画におけるコンプライアンスの位置づけについて

■ 表の見方

青：2020年時点で既に対応を行っている項目

黄：2022年AP事業推進委員会で設定した重点項目

➤ 新世紀戦略事業推進方策2020（5カ年アクション）

	事業名	対策名	方策名	5カ年アクション事業推進骨子	2024年進捗
基盤	スポーツ事業	1 競技者登録システムの開発と運用	1) 個人登録システム開発と運用	個人登録システムの開発とその運用（競技人口の把握他）	進行中
			2) ヘルスカ行導入と運用	小学生から高校生までの継続的なヘルスカ行システムの導入	進行中
		2 広報活動強化	3) 広報誌JSBBニュースの発行	JSBBニュースの配布による連盟活動内容の情報発信	実施済
			4) 連盟HPを活用した広報活動	連盟HPを活用した情報発信（HPリニューアル）	実施済
			5) 大会速報の情報発信	動画配信、速報システム（一球速報）を活用した大会速報の発信	実施済
		3 社会貢献活動	6) 地域活性化対策	大会を通じた地域資源の活用（スポーツツーリズム・ヘルスツーリズム）	未
			7) 地域に根差した大会企画と活動対策	地域単位でいつでも、どこでも、だれでも参加できる野球大会の支援（障害者野球、震災復興支援含む）	未
		4 経営基盤の強化	8) 財政自立基盤強化対策	歳入歳出の検証に基づく中長期的財政計画の樹立	未
			9) 活動資金取得の戦略的戦術策	活動資金取得策としての協賛企業の獲得と法人・個人の賛助会員の誘引	未
			10) 知的財産管理促進対策	商標登録に係る規程の策定と管理運用	未
		5 組織基盤の強化	11) ガバナンスコードの遵守	ガバナンスコード原則1～13への対応。（外部・女性役員登用等の規程整備）	進行中
			12) インテグリティの確保	スポーツ団体として求められる役割と責任を認識した意識改革	進行中
			13) 支部法人化設立支援	競技団体としての社会的信用の位置づけと体制づくり・指定管理者制度の活用支援	進行中

中長期計画におけるコンプライアンスの位置づけについて

■ 表の見方

青：2020年時点で既に対応を行っている項目

黄：2022年AP事業推進委員会で設定した重点項目

▶ 新世紀戦略事業推進方策2020（5カ年アクション）

	事業名	対策名	方策名	5カ年アクション事業推進骨子	2024年進捗			
基盤	サポ-ト事業	6 競技者の保護	14)	子どもの権利と体力増進支援推進事業	子どもの健康を守り、サポ-トに関連したあらゆるリスクからの保護（フェアプレイ宣言）	規程整備		
			15)	けが予防及び医科学推進事業	医科学的見地からの故障のない競技者サポ-ト（球数制限他）、軟式野球の機能的特性科学的立証	進行中		
			16)	安全な競技環境の整備	野球場内野刈り舗装の維持管理基準による安全な施設環境の整備、公認用具の安全性の確保	基準整備		
			17)	競技力向上とアウト発掘活動	大会を通じた競技力向上と競技記録管理システムを活用したアウト発掘	未		
			18)	競技者必携の改訂	競技者必携を全面改訂し、競技者全員が持てる必携へ改訂	実施済		
		7 事業の評価	19)	大会運営に係る事業効果	大会開催に係る経済効果と社会的効果算定による効果検証（協賛社獲得のための資料として活用）	未		
			20)	業務の効率化と組織管理対策	意識改革と業務改善による事務処理の効率化	未		
			21)	事業活動支出管理対策	事業支出（協賛・補助・助成）の検証と見直し。支部財政の知見	実施済		
		振興	イベント事業	8 一般部競技会の振興	22)	天皇賜杯大会・高松宮賜杯大会の活性化	天皇賜杯大会の認知度向上と高松宮賜杯大会の参加チーム拡充	未
					23)	国体の活性化	国体の認知度向上	未
24)	全日本シニア大会の拡充				全日本シニア大会の参加チーム数拡充	進行中		
9 女子部競技会の振興	25)			女子組織の確立	女子軟式野球連盟との連携による運営体制の整備	進行中		
	26)			小中学女子大会の拡充	女子大会参加チームの拡充と女子が安全に競技参加できる環境整備	進行中		
	27)			マスターズ大会女子種目の拡充	サポ-トマスターズ大会への女子種目追加の要望	部会対応中		

中長期計画におけるコンプライアンスの位置づけについて

■ 表の見方
 青：2020年時点で既に対応を行っている項目
 黄：2022年AP事業推進委員会で設定した重点項目

➤ 新世紀戦略事業推進方策2020（5カ年アクション）

事業名	対策名	方策名	5カ年アクション事業推進骨子	2024年進捗
振興 イベント事業	10 少年・学童部競技会の振興	28) 全日本少年大会及び春季大会の拡充	参加チーム数の拡大と協賛社獲得による参加者負担の軽減	進行中
		29) 中体連との連携	中体連との連携による中学部活動指針の策定とその運用	実施済
		30) 全日本学童大会の充実	全日本学童大会の認知度向上	進行中
		31) 育成至上主義への移行	勝利至上主義から育成至上主義への移行	進行中
	11 競技者確保対策	32) 野球愛好者の発掘のためのイベント開催	Baseball5、キャッチボールクリニックを活用した競技会イベントの開催	進行中
		33) 多様な運動遊びとスポーツ体験	未就学児及び小学低学年（親子）へのボール遊びの体験企画	進行中
		34) 学生野球競技者とジュニア競技者との交流	学生（大学・高校）とジュニアの交流による野球イベント・教室の実施	進行中
推進	12 野球普及振興団体との事業連携	35) 日本野球競技団体との連携	プロ・アマによる日本野球界の未来構想づくり	進行中 （日本野球協議会）
		36) 軟式野球団体連絡協議会設立対策	軟式野球大会、及び事業を展開している団体との協議会設立	未
	13 国際大会への対応と推進	37) 国際大会での交流事業への参画	国際交流事業の持つ社会・文化・教育的観点からの企画促進、国際大会での新軟式ボールの普及	進行中
		38) 世界大会への位置付活動対策と協力	国際マスターズ協会・日本ワールドゲームズ協会への加盟、JSC,JPC,JOC,BFJとの連携	進行中
	14 国民スポーツ大会への対応と推進	39) 国スポーツ正式競技種目制度要望と対策	国体正式種目として「少年部」「女子部」要望書の提出	未
		40) 国スポーツ改革第4期対策と対応	第4期対策として第3期まで係る評価の低い項目の強化対策	国スポーツ委員会

中長期計画におけるコンプライアンスの位置づけについて

■ 表の見方

青：2020年時点で既に対応を行っている項目

黄：2022年AP事業推進委員会で設定した重点項目

➤ 新世紀戦略事業推進方策2020（5カ年アクション）

	事業名	対策名	方策名	5カ年アクション事業推進骨子	2024年進捗	
振興	イベント事業	15	地域スポーツ支援への取り組み	41) 総合型地域スポーツクラブとの連携	地域に根差した総合型地域スポーツクラブ活動の支援	未
				42) 札幌オリンピック競技種目活動	東京オリンピック2020の野球リーグとしての地域スポーツ活動企画	未
育成	ノウハウ事業	16	競技会に係る人材育成対策	43) 審判員の育成	審判ライセンス制度の確立と若手審判員の養成	進行中
				44) 指導員の育成	指導員、学童コーチ、公認コーチの育成（グッドコーチング7つの提言）	進行中
				45) 記録員・放送員の養成	記録部会・放送部会による養成講習会を実施し、指導できる記録員・放送員を養成	進行中
普及	プログラム	17	国民がいつでもどこでも活動支援	46) 地域住民コミュニティ活動支援	スポーツ・野球を通じ地域住民コミュニティの創出活動支援	未
				47) 公園施設利用要望と活用対策方法	ボール遊びのできる公園利用の要望と公園でのボール遊びイベント企画	未
				48) 国体ムーブメント推進活動対策	国体開催後における施設の有効活用へのイベント企画	未

【中長期計画の策定について】 原則 1 (1) 組織運営に関する中長期計画を策定し公表すること

中長期計画の策定が求められる理由

- 安定的、持続的な組織運営の実現には、組織ミッション・ビジョン、実現のための戦略・計画を定めた中長期基本計画の策定が不可欠

中長期計画の構成要素

- ① 組織として目指すところ（ミッション・ビジョン・戦略等）
- ② 現状分析
- ③ 達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など）
- ④ 戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題）
- ⑤ 課題解決のための戦略及び実行計画
- ⑥ 計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）

想定業務分野

- 基盤強化
- 普及振興
- 競技力向上
- ガバナンス
- マーケティング
など

ガバナンスコードとの関係

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 原則 1 (1) 「組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること」

全軟連の自己説明・公表内容

- **2024年12月までに理事会承認予定**

全軟連の現状

2020年 新世紀戦略事業推進方策2020（5ヶ年アクション）を策定（2020年～2024年の5年間のアクションプラン）

内容と現状

- サポート・イベント・エリア・インフラ・プランの5事業、全48項目の構成
- 2022年 アクションプラン事業推進委員会において、48項目から最重要項目として、10項目の洗い出しを実施
- 10項目の対応、進行を事務局主導で実施

課題

- 軟式野球を取り巻く現状と課題に対し、対応項目の再編が必要
- 全軟連のみの対応となっており、47都道府県支部との連携を含めた事業への拡大が必要

担当部署と2024年の予定

- アクションプラン事業推進委員会
- **全軟連を中心とした軟式野球界全体での取り組み、また、多数のステークホルダーの協力をいただけるような中長期計画策定を行う**